

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量(t)
くろまぐろ (小型魚)	京都府くろまぐろ(小型魚)定置漁業	14.1
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	1.4
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	12.7
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(日本海)	0.7
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	0.5
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	0.2
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(その他海域)	0.1
	留保	1.6
くろまぐろ (大型魚)	京都府くろまぐろ(大型魚)定置漁業	19.6
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	15.7
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	3.9
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(日本海)	0.1
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(その他海域)	1.1
	留保	1.1
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準